

福井県 I o T ・ A I 等 導 入 支 援 資 金 要 綱

1 目 的 中小企業者が I o T や A I を導入する際に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の業務効率化および生産性向上に寄与することを目的とする。

2 融 資 対 象 者 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

(1) 県が実施する「I o T ・ A I ・ ロボット等導入促進事業」に基づく補助事業を実施した者

(2) 公益財団法人ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画について、I o T や A I を用いた設備の導入により、5年計画で、「付加価値額」の年率3%および「経常利益」の年率1%の向上が見込まれる者

※ I o T とは、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、監視（モニタリング）、保守（メンテナンスサービス）、制御（コントロール）、分析（アナライズ）のうちいずれか1つ以上を行うものとする。

また、A I とは、人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェアとする。

3 融 資 限 度 額 1, 5 0 0 万円
〔融資対象者（1）の場合〕
補助事業に要する経費として申請した金額から、補助金交付決定額を除いた金額を融資限度額とする。

4 使 途 お よ び 融 資 期 間 I o T や A I を用いた設備の導入に必要な設備資金
5年以内（据置6か月以内を含む。）

5 融 資 利 率 福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「5（5）融資利率」の別表1のとおりとする。

6 信 用 保 証 取扱金融機関の判断による。

7 利 子 補 給 福井県 I o T ・ A I 等導入支援資金利子補給補助金交付要領に基づき、中小企業者が取扱金融機関に支払つ

* 中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

* (1) の制度概要については、県新産業創出課へお問い合わせください。

県新産業創出課
TEL : 0776-20-0537

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* (2) については、融資申込みの前に県産業政策課による事業計画の承認（約2週間）が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。

承認後に必要書類を返却しますので、返却された後に、金融機関へ提出してください。また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* 付加価値額＝営業利益＋人件費（労務費を含む）＋減価償却費

* 経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息等）

* 「付加価値額」の年率3%、「経常利益」の年率1%とは、5年後にそれぞれ15%、5%の向上が見込まれるものとします。

* 融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。

P.3「共通5(2)」参照

* 2019年4月1日現在
0.80%以下（保証なし）
0.60%以下（保証付き）

* 利子補給の対象者は、本資金により購入した設備を貸付けを受けた日の属する年度末までに設置し、かつ、当該設

た利子相当額を補給するものとする。

備代金の支払いを完了した場合に限り
ます。

* 交付請求時には、直近の決算書を添付
してください。

8 担保・保証人 取扱金融機関の定めによる。
(ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会
の定めによる。)

9 必要書類 (1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]
(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明
書および消費税の納税証明書
(3) 直近2期分の決算書
(4) 融資対象者であることを証する書類
〔融資対象者(1)の場合〕
・ I o T ・ A I ・ ロボット等導入促進事業補助金
に係る交付決定通知書および認定を受けた事業計
画書等
・ 事業計画書 [様式第2号]
※資金需要を証する書類を添付
・ 収支計画書 [様式第4号]
〔融資対象者(2)の場合〕
・ 事業計画書 [様式第2号]
※資金需要を証する書類を添付
・ 意見書 [様式第3号]
・ 収支計画書 [様式第4号]
・ 事業計画承認申請書 [様式第5号]
(5) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認め
る書類

10 その他注意事項 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の
業務取扱要領に定めるところによる。

* I o T ・ A I の普及啓発を図るため、
貸付を受けた方のうち、同意を得た方
の導入事例を公表することがあります。

附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例
による。